

<資金不足比率>

(単位: %)

特別会計	資金不足比率 (D)	経営健全化基準 (E)
水道事業会計	— (△358.4)	20.0
公共下水道事業特別会計	— (△5.4)	

(注) ()内の数値は算定結果であり、△は資金の余剰を表します。

資金不足比率(D)が経営健全化基準(E)以上である場合は、「経営健全化計画」を策定し、これに基づいて経営の健全化を進めます。